

災害に対する啓発活動及び災害時の情報提供等に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と茅ヶ崎・寒川新聞販売組合（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から町民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、寒川町の地域において地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の地域住民の安心安全の確保のため、また平時から地域住民の防災意識を高める目的で、甲の要請により、乙が行う支援・協力について必要な事項を定めるものとする。

（支援・協力要請）

第2条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、乙に協力を要請するものとする。
2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、これに応じて協力するよう努めなければならない。

（支援・協力内容）

第3条 前条の規定による甲が乙に支援・協力要請できる内容については、次のとおりとする。
（1）災害に関する啓発情報の新聞折込みによる配布
（2）災害時に危険箇所等を発見した場合、危険箇所の場所、被害状況等の報告
（3）災害時における町地域防災計画で指定する広域避難所等への新聞の配布

（経費の負担）

第4条 前条の規定に対し、乙が甲の要請に基づく活動に要した経費は、乙が負担するものとする。

（連絡責任者）

第5条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡先として防災主管課長を、乙の連絡先として茅ヶ崎・寒川新聞販売組合長を連絡責任者として定める。
2 甲乙両者は、連絡先に変更が生じた場合はその都度、報告するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ対応する。

（協定の改正）

第7条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議のうえ改正することができる。

（期間）

第8条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからもこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年2月27日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長 木村俊雄



乙 神奈川県茅ヶ崎市円蔵1丁目24番26号

茅ヶ崎・寒川新聞販売組合

組合長 板倉正純

